

秋選管告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成30年5月18日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

選挙区別

秋田市	89,189
能代市山本郡	24,144
横手市	26,495
大館市	21,331
男鹿市	8,555
湯沢市雄勝郡	18,827
鹿角市鹿角郡	10,681
由利本荘市	22,665
潟上市	9,552
大仙市仙北郡	29,906
北秋田市北秋田郡	10,423
にかほ市	7,248
仙北市	7,780
南秋田郡	6,960